

●香川県告示第134号

平成25年香川県告示第68号（漁業法の規定による区画漁業の免許の内容となる事項等の決定）の一部を次のように訂正する。

平成25年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の訂正前の欄に掲げる規定を同表の訂正後の欄に掲げる規定に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区 略 計画番号区第2号（あわび） （1） 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 <u>坂出市大屋富地先</u> イ・ウ 略 （2）・（3） 略 （4） 地元地区 <u>坂出市大屋富町、青梅町、高屋町、神谷町</u></p>	<p>1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区 略 計画番号区第2号（あわび） （1） 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 <u>坂出市大屋富地先</u> イ・ウ 略 （2）・（3） 略 （4） 地元地区 <u>坂出市大屋富町、青梅町、高屋町、神谷町</u></p>